

令和5年度国土交通省税制改正概要

I. 経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大

土地の有効活用による投資促進と不動産市場の活性化

- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の3年間延長(長期譲渡所得 2,000 万円以下の部分 所得税:本則 15%→10%、個人住民税:本則 5%→4%等)

II. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

都市の競争力・魅力の向上と活力ある地方創り

- ①都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の拡充・延長
 - 1)都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の3年間延長
 - ・所得税・法人税:割増償却(緊急地域:5年間 25%、特定地域:5年間 50%)
 - ・登録免許税:建物の保存登記(本則 0.4%→緊急地域:0.35%、特定地域:0.2%)
 - ・不動産取得税:課税標準の特例(緊急地域:1/5、特定地域:1/2 を参酌基準とし、都道府県の条例で定める割合を課税標準から控除)
 - ・固定資産税等:課税標準の特例(緊急地域:3/5、特定地域:1/2 を参酌基準とし、市町村の条例で定める割合に課税標準を軽減、いずれも5年間)
 - 2)都市再生緊急整備地域における事業区域面積要件を原則 1.0ha→0.5ha へ緩和
- ②市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換特例の3年間延長
 - ・所得税・法人税:譲渡した事業用資産の譲渡益について 80%の課税繰延べ

III. 主要項目以外の項目

国土交通省主管

- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長(固定資産税等)
- 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)